

# 施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること  < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択  土地について	<b>土地所有権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			<b>土地賃借権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			<b>転借</b> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			<b>公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ハ >	使用許可証 使用許可証明書		
			<b>倉庫建設着手前の登録申請の場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	建築確認済証 建築見積書 請負契約書		
			<b>建物所有権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			<b>建物賃借権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			<b>転借</b> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			<b>公有不動産を使用（建物）する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ハ >	使用許可証 使用許可証明書		
			<b>倉庫建設着手後の登録申請の場合</b> 右欄のいずれかを選択  建物について			

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考																
2	<p>倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること &lt; 規則第3条の3第2項 &gt;</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 143 395 584" rowspan="2">                     建築確認を要する倉庫                       右欄のいずれかを選択                 </td> <td data-bbox="395 143 632 584">                     建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。                      &lt; 運用方針〔4〕2-1イ &gt;                      告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと                 </td> <td data-bbox="632 143 1031 584">                     右欄のいずれかを選択                       倉庫業を営む倉庫の場合                       倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 584 395 1077" rowspan="3">                     建築確認を要しない倉庫                       右欄のいずれかを選択                 </td> <td data-bbox="395 584 632 768">                     消防法                       右欄の該当するものにマーク                 </td> <td data-bbox="632 584 1031 768">                     倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。                      &lt; 運用方針〔4〕2-1ロ（1） &gt;                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 768 632 902">                     港湾法                 </td> <td data-bbox="632 768 1031 902">                     港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。                      &lt; 運用方針〔4〕2-1ロ（2） &gt;                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 902 632 1077">                     都市計画法                 </td> <td data-bbox="632 902 1031 1077">                     都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。                      &lt; 運用方針〔4〕2-1ロ（3） &gt;                 </td> </tr> </table>	建築確認を要する倉庫  右欄のいずれかを選択	建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1イ > 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと	右欄のいずれかを選択  倉庫業を営む倉庫の場合  倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合	建築確認を要しない倉庫  右欄のいずれかを選択	消防法  右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（1） >	港湾法	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（2） >	都市計画法	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（3） >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1031 143 1390 277">                     建築確認済証                       完了検査済証（検査後直ちに）                 </td> <td data-bbox="1031 277 1390 584">                     右欄のいずれかを選択                       用途変更に係る建築確認済証                       上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要                       建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 584 1390 768">                     消防用設備等検査済証（検査後直ちに）                       消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）                 </td> <td data-bbox="1031 768 1390 902">                     当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 902 1390 1077">                     開発許可書                       地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）                 </td> <td data-bbox="1031 902 1390 1077">                     右欄のいずれかを選択                 </td> </tr> </table>	建築確認済証  完了検査済証（検査後直ちに）	右欄のいずれかを選択  用途変更に係る建築確認済証  上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要  建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書	消防用設備等検査済証（検査後直ちに）  消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類	開発許可書  地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）	右欄のいずれかを選択		
建築確認を要する倉庫  右欄のいずれかを選択	建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1イ > 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと	右欄のいずれかを選択  倉庫業を営む倉庫の場合  倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合																			
	建築確認を要しない倉庫  右欄のいずれかを選択	消防法  右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（1） >																		
港湾法		港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（2） >																			
都市計画法		都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（3） >																			
建築確認済証  完了検査済証（検査後直ちに）	右欄のいずれかを選択  用途変更に係る建築確認済証  上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要  建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書																				
消防用設備等検査済証（検査後直ちに）  消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類																				
開発許可書  地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）	右欄のいずれかを選択																				
3	<p>土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物である &lt; 規則第3条の4第2項第1号 &gt;</p>		立面図																		



項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
5	構造及び設備が倉庫内への水の浸透を防止するに足るものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること < 規則第3条の4第2項第3号 >	屋根の構造 右欄のいずれかを選択	( 波型鉄板葺 瓦葺 折板構造 ルーフデッキ構造 ) 等の金属板葺 < 運用方針〔4〕2-4イ(2) a >	矩計図等	
			( RC PC板 ALC板 ) 等で防水塗装等の有効な防水措置が講じられていると認められる < 運用方針〔4〕2-4イ(2) b >	矩計図等	
			スレート葺で裏地が下地板張りのも等これら〔4〕2-4イ(2) a、bと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる < 運用方針〔4〕2-4イ(2) c >	矩計図等 運用方針〔4〕2-4イ(2) a、bと同等以上であることがわかるメーカー仕様書	
		水の浸透を防止する構造 外壁の構造 右欄のいずれかを選択	波型鉄板その他の金属板張 < 運用方針〔4〕2-4イ(3) a >	矩計図等	
			モルタル塗りで、下地にラスシートその他の鉄板を全面的に使用している < 運用方針〔4〕2-4イ(3) b >	矩計図等	
			鉄網モルタル塗りで、裏面に下地板及びアスファルトフェルト、アスファルトルーフィングその他の防水紙を張っている < 運用方針〔4〕2-4イ(3) b >	矩計図等	
			RC造で防水塗装等の防水措置が施されている < 運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
			( 金属系複合板張 PC板張 ) で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる < 運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
			ALC板張(防水塗装等表面に有効な防水措置が施しているものに限る)で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる < 運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
		水の浸透を防止する設備 右欄のいずれかを選択	雨水を有効に排出することができる雨樋を有する < 運用方針〔4〕2-4ロ(1) >	矩計図等	
			倉庫内等に樋及びこれに伴う排水路や水を使用する設備がない < 運用方針〔4〕2-4ロ(2) >	矩計図等	
			右欄のうち該当するもの全てにマーク 谷樋にあつては、十分な水勾配があり、かつ、溢水を防ぐための十分な防水措置が講じられている < 運用方針〔4〕2-4ロ(2) a >	矩計図等	
			水を使用する設備から倉庫内等へ水が浸透しないよう適切な措置(壁または防水シート(氷等使用の場合はビニールシート等)により区画する、周囲に堰を設ける等)が講じられている < 運用方針〔4〕2-4ロ(3) b >	矩計図等	
			縦樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管にあつては、鋼管、硬質塩ビ管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されている < 告示第4条第2項第2号ハ >	矩計図等	
		樋または水を使用する設備に付随する排水路にあつては、十分な水勾配とともに、耐重型の蓋の備付け、地下埋設等溢水防止措置が講じられている < 運用方針〔4〕2-4ロ(2) c >	矩計図等		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
6	土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること  < 規則第 3 条の 4 第 2 項第 4 号 >	右欄のいずれかを選択  床面にアスファルト舗装が施されている < 運用方針〔4〕2-5イ >  コンクリート造でコンクリートの下にポリエチレン等の防水シートが敷き詰められている < 運用方針〔4〕2-5ロ >  コンクリート造でコンクリートの表面が金ごて押さえ等により有効な防湿措置が講じられている < 運用方針〔4〕2-5ロ >  ( コンクリート板敷き 煉瓦敷き ) で有効な防湿措置が講じられている < 運用方針〔4〕2-5ハ >  板敷きで床下換気孔が設けられている < 運用方針〔4〕2-5ニ >  上記のもの同等以上に土地からの水分の浸透及び床面の結露の防止上有効な構造であると認められる措置が講じられている < 運用方針〔4〕2-5ホ >	矩計図等  矩計図等  矩計図等  矩計図等  矩計図等 運用方針〔4〕2-5イ~ニと同等以上であることがわかるメーカー仕様書		
7	国土交通大臣の定める遮熱措置 (= 平均熱還流率 $4.65W/m^2 \cdot K$ 以下) が講じられていること  < 規則第 3 条の 4 第 2 項第 5 号 >	右欄のいずれかを選択  平均熱還流率が $4.65W/m^2 \cdot K$ 以下であると認められる < 運用方針〔4〕2-6ロ >  天井を有する < 運用方針〔4〕2-6ロ(1) >  耐建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造又は同条第 7 の 2 号に規定する準耐火構造 ( 金属一枚張りの場合は下地板を有するもの ) の屋根及び外壁を有する < 運用方針〔4〕2-6ロ(2) >  建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造の屋根及び外壁を有する ( 但し、単一材、複数材で一部金属板、複数材で全てがセメント板系、複数材で全てが珪酸カルシウム板系を使用している場合を除く ) < 運用方針〔4〕2-6ロ(3) >  メーカー、建築士事務所その他の者の行った検査等により平均熱還流率が $4.65W/m^2 \cdot K$ 以下であるものと認められる < 運用方針〔4〕2-6ホ(1) >  換気扇、空調装置その他の排熱上一定の効果をもつ設備の設置により、当該倉庫の平均熱還流率を $4.65W/m^2 \cdot K$ 以下に抑えることができるものと認められる < 運用方針〔4〕2-6ホ(2) >	平均熱貫流率の計算書  矩計図等  右欄のいずれかを選択 建築確認済証 ( 耐火建築物との記載があるもの ) 矩計図等 ( 左欄の内容が明示されたもの )  右欄のいずれかを選択 建築確認済証 ( 準耐火建築物との記載があるもの ) 矩計図等 ( 左欄の内容が明示されたもの )  民間検査機関等が作成した計算書その他の書類  民間検査機関等が作成した計算書その他の書類		
8	倉庫の設けられている建物が耐火性能又は防火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること  < 規則第 3 条の 4 第 2 項第 6 号 >	右欄のいずれかを選択  建築基準法第 2 条第 8 号に定める防火構造であり、かつ、その外壁のうち同法第 2 条第 6 号に定める延焼の恐れのある部分に設けられた開口部に同法第 2 条第 9 号の 2 号に定める防火設備 ( 防火戸に限る ) を有する < 運用方針〔4〕2-7イ >  建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に定める耐火建築物である < 運用方針〔4〕2-7ロ >  建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に定める準耐火建築物である < 運用方針〔4〕2-7ハ >	平面図 ( 延焼のおそれのある部分が明示されたもの ) 立面図 ( 開口部の有無、位置が明示されたもの ) 矩計図等 ( 左欄の内容が明示されたもの )  右欄のいずれかを選択 建築確認済証 ( 耐火建築物との記載があるもの ) 矩計図等 ( 左欄の内容が明示されたもの )  右欄のいずれかを選択 建築確認済証 ( 準耐火建築物との記載があるもの ) 矩計図等 ( 左欄の内容が明示されたもの )		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
9	<p>危険品を取扱う施設その他国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること</p> <p>&lt; 規則第3条の4第2項第7号 &gt;</p>	<p>以下を全て満たしている</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在しない</li> <li>工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5m未満の範囲に存在しない</li> <li>危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない</li> <li>高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない</li> <li>火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない</li> </ol>	<p>倉庫の配置図</p>			
		<ol style="list-style-type: none"> <li>事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在する</li> <li>工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5-6m未満の範囲に存在する</li> <li>危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</li> <li>高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</li> <li>火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</li> </ol>	<p>倉庫と近接施設との間に防爆壁等「災害防止を目的を達することができる自立した工作物」が設けられている（但し、当該施設の高さが倉庫に比して著しく低い場合等ひいては、施設の高さから通常想定される程度の災害の防止上有効な高さ有する工作物をもって足りる。）&lt;運用方針〔4〕2-8イ（2）a&gt;</p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8イ（2）b&gt;</p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8イ（2）b&gt;</p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図&lt;実務必携75頁&gt;に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8ロ（1）&gt;</p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図&lt;実務必携75頁&gt;に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8ロ（1）&gt;</p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図&lt;実務必携75頁&gt;に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8ロ（2）&gt;</p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図&lt;実務必携75頁&gt;に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している &lt;運用方針〔4〕2-8ロ（2）&gt;</p>	<p>倉庫の配置図</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>当該近接施設の矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（準耐火建築物〔ロ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（耐火建築物、準耐火建築物〔イ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
		<p>上記3～5を総称して「危険物等取扱施設」という</p> <p>告示第8条第2項第1号の図は実務必携の75頁参照のこと</p>				

右欄のいずれかを選択

右欄のいずれかを選択



項目番号	省 令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考
13	国土交通大臣の定めるそ害の防止上有効な設備を有していること  < 規則第 3 条の 4 第 2 項第 11 号 >	地窓・下水管等	右欄のいずれかを選択	地窓及び下水管又は下水溝に通じる部分がない < 運用方針〔4〕2-12イ >	平面図	
			地窓及び下水管又は下水溝に通じる部分がある	金網等で遮断されている	矩計図等	
		出入口	右欄のいずれかを選択	出入口の扉が完全密閉できる < 運用方針〔4〕2-12ロ >	建具表等	
			出入口の扉が完全密閉できない	鼠返しがある	矩計図等	

(注 1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火 防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針 (3)2-5 口なお書きにより、規則第 2 条第 2 項第 1 号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。

(注 2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針 (3)2-5 八なお書きにより、規則第 2 条第 2 項第 1 号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の提出を要しない。

(注 3) 倉庫の配置図については、規則第 2 条第 2 項第 1 号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあっては、縮尺を原則 1/300 ~ 1/1,200 とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。